

平成22年度 初任者研修手引
岐阜県の教育を支えるために

- 小・中学校 **初任者** 用 -



岐阜県教育委員会
教育研修課

は じ め に

いよいよ教師としての生活がスタートするにあたって、今、みなさんは大きな希望に胸を膨らませ、子どもたちとの新たな出会いに夢を描きながらも、果たして授業はうまくできるのだろうか、保護者の期待に応えられるのだろうかなど、幾ばくかの不安も抱いているのではないのでしょうか。しかし、みなさんはそこで立ち止まってしまいうわけにはいきません。「初任者だから学級をうまくつくれなくて当然」「授業が一人前でなくても目をつぶろう」といった甘い考えは、子どもや保護者の前では一切通用しないからです。みなさんの若さと、子どもたち一人一人に向けられる深い愛情と情熱で、全力で教育活動に打ち込み、その中で日々自己研鑽に励み、子どもたち、保護者、地域の方々から信頼される教師へと成長していかなければなりません。これは初任者に限らず全ての教師に求められることですが、とりわけ初任からの3年間は、これからの長い教師生活の土台を築き上げる最も大切な期間です。さらに、みなさん一人一人が教師として成長されていくことは、同時に子どもたち一人一人の確かな成長につながっていきます。したがって、初任者研修はあらゆる教職研修の中で、時間的にも内容面でも最も充実が求められている研修です。

教師として、熱い心をもって、子どもとともに汗をかき、子どもとともに活動する教師、子どものよさに目を向け、子どもから学び、子どもとともによりよく生きようとする教師、寂しい思いをしている子はいないか、一人一人の心のありようを深く見つめられる教師を目指してください。近くにいる先輩教師の実践に学び、保護者の願いや思いを誠実に受け止め、分からないことや行き詰まったときには、一人で抱え込まずに同僚に相談する姿勢を大切にしましょう。

「研修」においては、「参加する」「受講する」といった受動的な構えを一切捨てて、自ら積極的に「求めていく」構えが大切です。若さと情熱をもって主体的に取り組み、明るく元気よく子どもたちに正面から向き合う日々の教育活動を通して、人間としての成長を図り、社会の要請に応えられる立派な教師となられることを期待してやみません。

本書は、初任者研修にのぞむ際、あるいは日々の実践の折りによりどころにしてほしいという願いのもとに作成しました。有効に活用していただけることを切に願っております。

平成22年3月

岐阜県教育委員会

教育研修課長

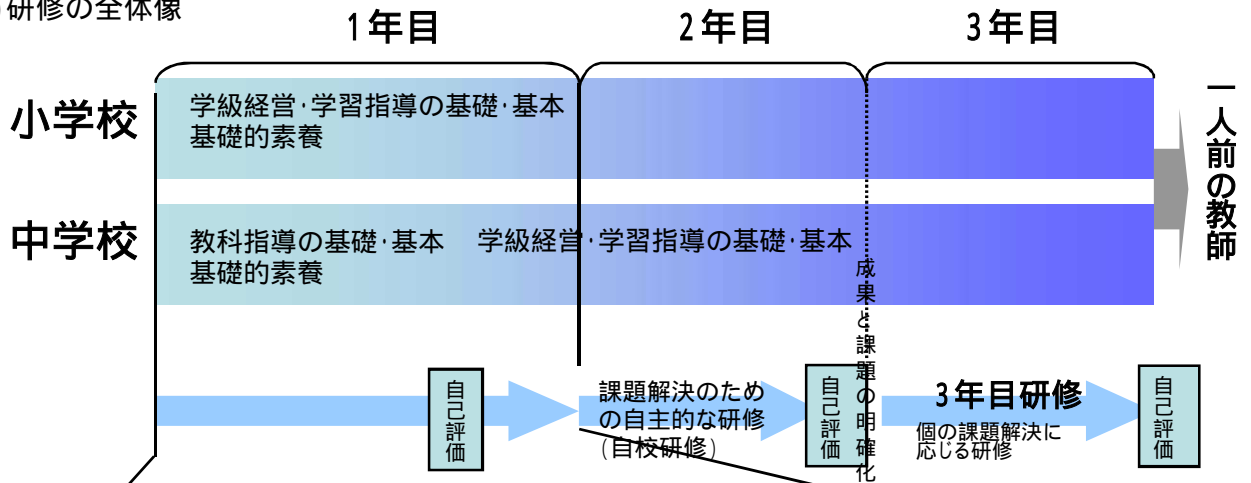
目 次

1	初任者研修の指導体系	
	(1) 研修の全体像 -----	1
	(2) 校内研修 -----	2
	(3) 校外研修〔教育研修課主催の研修〕 -----	3 ~ 4
2	一般的素養	
	教員としての心構え -----	5 ~ 6
	期待される教師像 -----	7
	社会人としての心構え -----	8 ~ 9
3	学習指導	
	各教科 -----	10 ~ 11
	道徳 -----	12 ~ 13
	小学校 外国語活動 -----	14
	総合的な学習の時間 -----	15
	特別活動 -----	16
4	資料	
	・ 教師の一日 -----	17
	・ 目指す教師像（自己評価票） -----	18
	・ 子どもたちの命を守る -----	19
	・ 学級経営とは -----	20
	・ 教職員の服務 -----	21
	・ 宿泊研修について -----	22

1 初任者研修の指導体系

3年間で一人前の教師に！

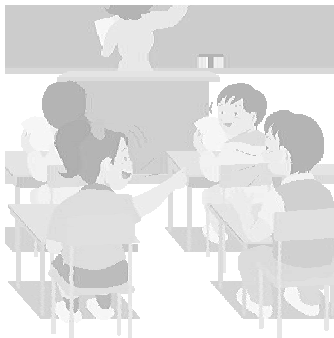
(1) 研修の全体像



校内研修

(年間180時間)

(* 教職大学院卒業者は、年間90時間とする。)



校内における具体的実践に基づいて、学習指導や学級経営等を研修します。(P2参照)

校外研修 (年間25日)

総合教育センターでの研修 (3日)

主に誰もが身に付けるべき基礎的素養(対人関係マネジメント)、教職員としての服務、情報教育等、教育活動の今日的な課題等について研修します。(P3・4参照)

乗鞍青少年交流の家での宿泊研修 (3泊4日)

共同生活や自然体験活動等を通して、幅広く各種の教育的経験を得るとともに、校種間をこえて教員相互の交流を深め、教員としての知見を高めます。

教育事務所主催の研修 (14日)

(具体は各教育事務所から説明されます。)

主に教科、領域等の実践的指導力を高める基礎・基本について研修をします。各教育事務所ごとに計画されますが、主に次のような研修があります。

「教育事務所研修」「研修校研修」「校種間交流」「配置校研修」

「拠点校指導教員による連携校研修」

連携校の初任者でチームを組み、拠点校指導教員のもとで初任者相互の実態に基づいた実践的指導力を磨き合う研修をします。

市町村教育委員会主催の研修 (4日)

(具体は各市町村教育委員会から説明されます。)

主に教育活動の基盤となる地域理解や、勤労・体験などを取り入れた研修をします。

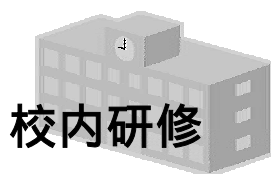
教育研修課

教育事務所

市町村教育委員会

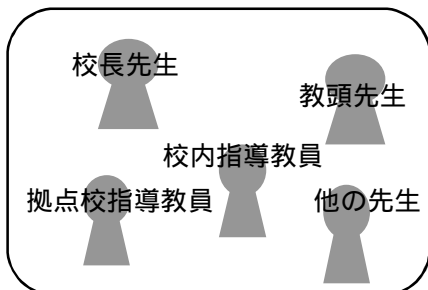
(2) 校内研修

指導を求める姿勢を大切に

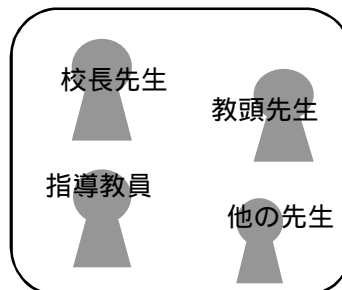


年間180時間程度、各学校において研修内容が計画されます。

チーム方式の学校では



一人方式の学校では



学習指導 (120時間程度)

示

示範授業



指導教員の先生方の授業を参観しながら学びます。

研

研究授業



初任者による実際の授業を指導教員の先生方に見ていただきます。

授

授業研究



示範授業や研究授業をもとに、授業について指導を受けます。

一般指導 (60時間程度)

般

一般指導



生徒指導やPTA活動、学級経営など学校教育に関する基礎的素養について指導を受けます。

計画に位置付いた研修

一週間に6時間程度、時間割に位置付けて計画的に指導を受けます。それぞれの研修の目的をはっきりとさせ、のぞむことが大切です。

自ら指導を求める

昨年度1年間で成長した初任者に共通したものは「必要だと感じた時には先輩の先生方に迷わず相談をもちかけ、指導を求める」姿勢でした。計画にはありませんが、これこそ大切な校内研修と言えます。

児童生徒とともに過ごす時間を大切に！

計画に基づいて指導を受ける



実践に生かす！

指導を受けたことや実践に生かすための計画等を、週案簿や研修記録等にしっかり残していくことも大切です。

自己評価票は1年目に身に付けたい教師像を25の項目で述べてあります。「今、自分はどこまでできていて、どこが課題なのか」を点検するよりどころにしましょう。(P17参照)

(3) 校外研修〔教育研修課主催の研修〕

教職員としての使命感の高揚及び幅広い知見の獲得

会 場

- () 第1日目は、岐阜県総合教育センター（岐阜市藪田南5 - 9 - 1）
- () 第2・3日目は、地区により異なる
 - ・岐阜・西濃地区は、総合教育センター
 - ・美濃・可茂地区は、可茂総合庁舎（美濃加茂市古井町2610 - 1）
 - ・東濃地区は、恵那総合庁舎（恵那市長島町正家後田1067 - 71）
 - ・飛騨地区は、飛騨総合庁舎（高山市岩井町913）

日程と内容（第1日目・第2日目・第3日目）

期 日	時 刻	内 容	講師等	
第1日目 小 6/1(火) 岐阜・西濃 飛騨 6/8(火) 美濃・可茂 東濃 中 6/15(火)	9 : 30 9 : 40	【オリエンテーション】初任者研修をはじめるにあたって	初任者研修担当者	
	9 : 40 10 : 20	【講話】初任者に望むこと	教育研修課 研修企画監	
	10 : 30 11 : 20	【講話】教職員として踏まえたいこと	教育研修課 課長補佐	
	11 : 30 12 : 00	【講義・演習】危機管理～子どもの命を守る安全指導～	教育研修課 課長補佐	
	13 : 00 14 : 30	【講義・演習】対人関係マネジメント	初任者研修担当者	
	14 : 40 15 : 10	【交流】自己課題と実践について	初任者研修担当者	
	15 : 10 16 : 30	【交流・連絡】宿泊研修について等 【研修のまとめ】アンケートの記入等	初任者研修担当者	
	第2日目 小・中 6/29(火) TV会議	9 : 30 10 : 00	【オリエンテーション】4月からの実践を見つめて	初任者研修担当者
		10 : 00 11 : 00	【講義】発達障がいの理解と対応	特別支援教育課 課長補佐
		11 : 10 12 : 00	【講義】教職員のサービスと条件付き採用について	教職員課 課長補佐
13 : 00 14 : 00		【講義】食と健康生活	管理栄養士	
14 : 10 14 : 50		【講義】健やかな子どもの育成 ～「ぎふ清流国体」の開催にかかわって～	大学教授	
15 : 00 16 : 00		【交流・連絡】宿泊研修について等 【研修のまとめ】アンケートの記入等	初任者研修担当者	
第3日目 小・中 11/9(火) TV会議		9 : 30 9 : 40	【オリエンテーション】初任者研修の歩みと実践を見つめて	初任者研修担当者
		9 : 40 12 : 00	【講話】企業における社員教育に学ぶ 【まとめ・交流】講話から学んだこと	企業経営者 初任者研修担当者
	13 : 00 15 : 00	【講義・演習】学校における情報モラル教育	教育研修課課長 補佐（情報担当）	
	15 : 10 15 : 40	【講義・演習】心の教育の充実に向けて	教育研修課課長 補佐（道徳担当）	
	15 : 40 16 : 00	【講義】2年目以降の研修について 【研修のまとめ】アンケートの記入等	初任者研修担当者	

第1日目の小学校初任者研修は、2回に分けて行います。

- ・6/1は、岐阜地区、西濃地区、飛騨地区の初任者
- ・6/8は、美濃地区、可茂地区、東濃地区の初任者

当日の持ち物

()及び()の研修で必要なものは次のとおりです。
 「初任者研修手引 初任者用」「名札(教育事務所の研修で使用したもの)」「研修記録カード」
 その他に別途示されたもの(宿泊研修事前調査票等)があれば持参する。

勤務校への報告(復命)について

- ・総合教育センター研修のファイルを用意し、研修資料や講話時にとったメモ等を綴じて整理するようにしましょう。
- ・校長先生への復命は、資料やメモを持参の上、研修の内容や成果、今後の課題を報告しましょう。もちろん、拠点校指導教員や校内指導教員、指導教員の先生にも報告しましょう。

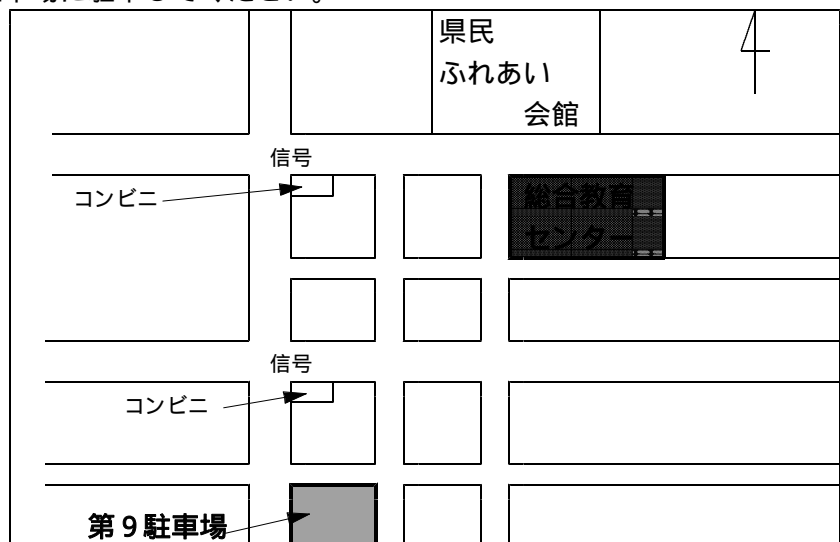
欠席・遅刻・早退(届)について

- ・研修時にやむを得ず欠席などする場合には、校長先生や教頭先生に報告し必ず所定の手続きをとっていただきましょう(届が必要です)。
- ・会場へ向かう途中で何かトラブルがあり、開始時刻に間に合いそうにない場合には、所属校及び総合教育センターに連絡しましょう。

【岐阜県総合教育センター基本研修担当 058-271-3326】

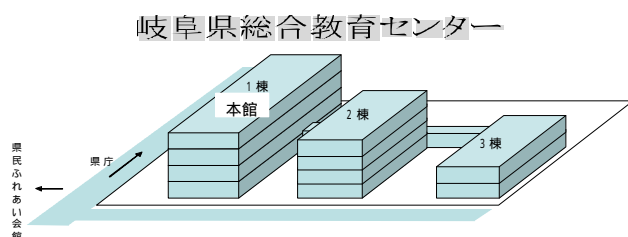
駐車場、交通安全について

- ・駐車が困難な場合もあります。できる限り公共交通機関を利用するようにしましょう。自家用車を利用する場合は、くれぐれも交通安全に留意しましょう。なお、総合教育センター内駐車場が満車の場合は、県民ふれあい会館第9駐車場に駐車してください。



研修の役割分担について

- ・毎回の研修では、スムーズに運営するため受付・会場等の役を進んで受け持ちましょう。
- ・総合教育センターでの研修会場は、本館(1棟)4階、大研修室です。



教員としての心構え

1 教員の職務

公立学校の教員は、公務員として全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではなく、公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。また、教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に務めなければなりません（憲法15条、教育基本法9条、地方公務員法30、35条）。

服務に当たっては、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法32条）、信用失墜行為の禁止義務（同33条）、職務上知り得た秘密を守る義務（同34条）などを遵守して、服務の厳正を期すことが大切です。

2 教育の目指すもの

(1) 教育基本法、学校教育法に示されている教育の目的、目標

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を期すことを目的として行われます（教基法1条）。

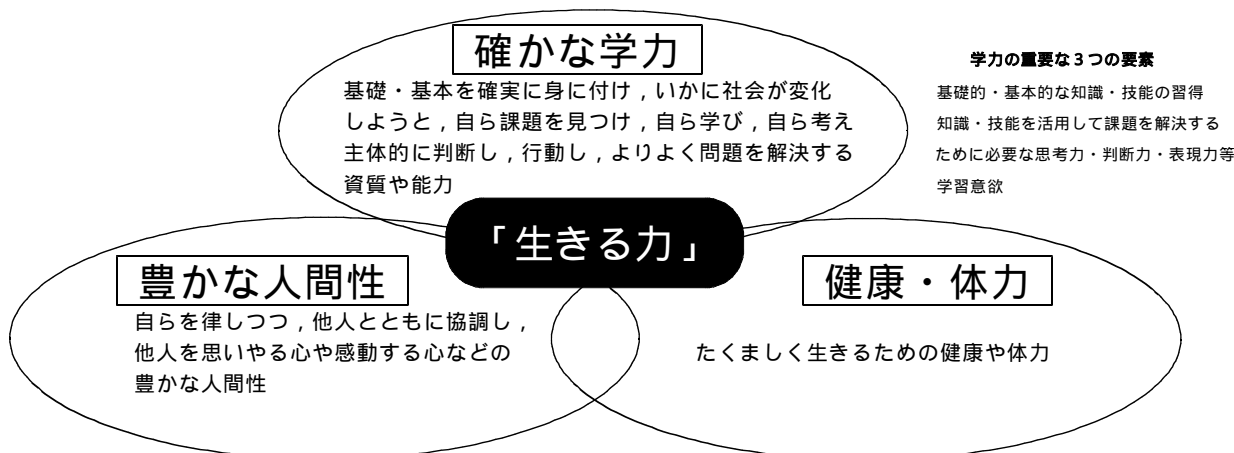
また、その目的を実現するため、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」を目標として行われます（同2条）。

さらに、義務教育では、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」を目的としています（同5条2）。

そのために、「学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。」を目標（学校教育法21条）として行われます。

(2) 「生きる力」の育成が必要とされる背景

新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっています。



(3) 岐阜県がめざす教育

岐阜県では、平成20年12月に県の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的施策を明らかにした「岐阜県教育ビジョン」を策定しました。この教育ビジョンは、10年後の岐阜県教育のあるべき姿を目指し、平成21年度から平成25年度にかけての5年間の計画が示されたものです。本県教育の基本理念を踏まえ、重点目標を達成していくための教育の推進が求められています。

岐阜県教育ビジョン <豊かな自然と人の絆がはぐくむ夢と志>

ア 基本理念

めざす「ぎふの人間像」

高い志とグローバルな視野をもって夢に挑戦し、
家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築き、
地域社会の一員として考え行動できる「地域社会人」

この理念に基づいて、岐阜県の子どもたちには、自立力・共生力・自己実現力の3つの力を、一体としてバランスよく育成していきます。

【3つの力】

自分に自信をもち、生涯を通して自ら学び、自ら考え行動し、社会の変化に主体的に対応していく力（自立力）
思いやりや助け合いの心、コミュニケーション能力や協調性をもち、人や社会とつながり、豊かな人間関係を広げ深めていく力（共生力）
高い志とグローバルな視野をもち、問題解決能力や創造力を発揮し、夢に向かって挑戦し続けるとともに、新しい価値を創造し、地域や社会の発展に貢献できる力（自己実現力）

【ふるさと岐阜の豊かな自然がはぐくむ自立と共生の心「清流スピリット」】

すべての子どもたちが、美しい心、思いやりの心をもって、たくましく生きていく姿は、県民の皆さんの心からの願いです。美しく豊かな岐阜県の自然を象徴する清流は、山から川へ、川から海へと流れ、やがて海の水は山に雨の恵みをもたらします。清く澄んだ川の流れは、穏やかで優しく、同時に大自然の力強さをもっています。また、川で生まれた鮎が、海で育ち、再び遡上して帰る母なる川でもあります。

岐阜県で生まれ育った子どもたちが、将来の夢や目標に向かって、「清く」「優しく」「たくましく」生きていく姿や、将来どこで暮らそうとも、「ふるさと岐阜への誇りと愛着をもち続ける心」を、美しい清流にたとえ、「清流スピリット」と表現し、岐阜県の子どもたちへのメッセージとして、県民の皆さんと共に子どもたちに伝え、未来を担う子どもたちの健全な育成に取り組んでいきます。

清流スピリット
ふるさとを愛し、
清く
優しく
たくましく生きる

イ 重点目標

子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切にした、きめ細かな教育を推進します。

子どもたちの成長をしっかりと支えられるよう、優秀な教員の確保と教員の資質や指導力の向上を図ります。

すべての子どもたちが、等しく安心して学べる教育環境づくりを進めます。

地域に根ざし地域の特色を生かした活力ある学校づくりを進めます。

子どもたち一人一人の成長を一貫して見守り支援できるよう、学校種間の連携を図ります。

家庭が子育てと教育の責任・役割を十分に果たせるよう、社会全体で家庭教育を支援し、その充実を図ります。

多様な学びの場を広げ、社会全体で子どもたちをはぐくむ教育コミュニティづくりを進めます。

【岐阜県教育委員会ホームページ】

<岐阜県教育ビジョン> www.pref.gifu.lg.jp/pref/s17765/vision/vision.html

期待される教師像

1 岐阜県が求める教師像

岐阜県では、次のような教師を求めています。

子どもへの愛情と教育に対する使命感をもつ人
幅広い教養や実践的な専門性を身につけた人
明るくて豊かな人間性をもつ人

望ましい教師像が描かれたとしても、それをすぐに実行することはなかなかできません。従って、努力の方向を見据えながら日々の教育活動を意識的に行う積み重ねが、望ましい教師像に迫る一番の近道です。参考までに、先輩諸氏があげている日常の教育活動の中でもち続けたい信条や留意点を紹介します。日々の実践の中で生かすよう心がけてください。

2 教師としてもち続けたい信条

<接する態度>

児童生徒が心から好きである。

児童生徒に公平に接し、ひいきをしない。

児童生徒と共に学び、児童生徒からも謙虚に学ぶ心をもち続ける。

<勤務>

情熱をもって、何事にも誠実に、真剣に取り組む。

信頼・協調・協同の姿勢を大切にす。そして自ら求め進んで働く。

理性的に取り組むことと、情熱的に取り組むことの両面をもつ。

<生きがい>

必要な困難には果敢に挑戦し、常に一步前へ進むことを目指して創造する気持ちをもつ。

教育に関する教養はもとより、一般教養も深くもち、幅広く吸収しようとする。

忙しいからこそ、情報の収集・整理・活用、累積的な研究が必要であるという自覚をもつ。

「子どもの中に生きる」「生き方として教師の道を選んだ」という自覚をもつ。

3 日常活動における留意事項

場にあった服装をする。

地域・PTAとの交流は、節度をわきまえて、親身になって行う。

電話・外来者には、親切・丁寧・誠実に対応する。

対外的なことは優先して対応する。

声量は、場に応じて、ほどよいものとする。

はじめの5分で勝負する気構えをもつ。

優しさと厳しさの両面を兼ね備えて、児童生徒に接する。

顔と名前を早く覚える努力をする。

登校する子どもを教室で迎えるようにする。

あいさつは“させる・させられる”のではなく、“する”となるよう心がける。

“ほめて育てる”と“叱るべきことは叱る”の調和を大切にす。

「科を教える」のではなく「科で教え育てる」心がけをもつ。

「学ぶ教師のみ子どもを教えることができる」「うしろ姿で教える」「継続は力なり」とはよく言われますが、初任の年は、これからの長い教員生活の中で最も勉強できるときです。人格を陶冶できる格好の時期でもあります。教員としての基礎は、初任から数年の間に築かれると言われていす。心して努力しましょう。

やってみせ、言ってみせて、させてみて、ほめてやらねば人は動かじ

社会人としての心構え

1 職場での心構え

組織は「人」と「仕事」と「階層」で成り立っています。しかも成員は共通の組織目標に向かって、それぞれの役割にしたがい、個人の能力を最大に発揮できるものでなければなりません。

(1) 大切な協調性

組織の一員としての自覚をもち、組織全体における自分の役割を考えて行動することが大切です。

組織では職務や年齢を異にした人々が、いろいろな役割をもって働いているので、それぞれの立場の人々の役割を理解することが大切です。

職場の和を乱すような勝手な言動や態度を慎まなければなりません。

公私混同をしないように心がけることが大切です。

職場の雰囲気慣れ、職場の話題にとけ込むよう心がけることが大切です。

(2) 積極的な姿勢

初めは分からないのが当たり前です。何でも上司や先輩に積極的に聞くことが大切です。

職場で行われる懇親のための行事やレクレーションなどには、進んで参加しましょう。

積極的に人間関係をよくするように努め、先輩からの指導や意見に耳を傾け、自分の非は素直に認めるようにしましょう。

批判するより、まずは自ら行動することを心がけましょう。

仕事は、すべて自分を成長させる生きた教材であると考え、率先して遂行しましょう。

何でも話せる、聞いてもらえる友人や先輩をつくることは、大切なことです。

(3) 職場での態度

職場は「勤務」だけをするところではありません。「教養」や「品格」を磨く人格形成の場でもあります。自分本位の振る舞いは避け、他人に迷惑をかけたり、不快感を与えたりしないことが大切です。「親しき仲にも礼儀あり」、上司や先輩には節度を、同僚には誠意をもって接するように心がけましょう。態度や服装、言葉遣いなどは人に与える印象を大きく左右するので、常に注意することが必要です。

明るく朗らかな態度を心がけましょう。お互いに相手を信頼しあい、よい人間関係をつくるように努力しましょう。

相手の立場や気持ちを考えて人に接しましょう。

服装・頭髪・身だしなみは、いつも清潔にするように心がけましょう。

身のまわりの整理整頓に気を配りましょう。

常に健康ではつらつと、身のまわりを明るく清潔に、働きやすく整理整頓していると、周囲や来客から好感をもたれ、仕事が円滑に進められます。

(4) 正しい話し方（誰に対しても気持ちのよい挨拶ができる人間に）

言葉は、自分の考えを他人に伝えるコミュニケーションの手段です。こちらの考えていることを、正確に相手に分かってもらわなければなりません。「ものも言いようで角が立つ」と言いますが、ちょっとした言い方で随分感じが違ってきます。したがって、話し方の基本を十分に身に付けておくことは、社会人としての大切な要素です。

ア 正しい話し方はまず挨拶から

誰に対しても、どこでも、積極的に自分から挨拶をしましょう。

朝、出勤したら、相手より先に「おはようございます」、帰りには「お先に失礼します」の挨拶を心がけましょう。

呼ばれたら、「はい」と気持ちのいい返事を心がけましょう。

依頼する際は「お願いします」とはっきりと、そして、事後に「ありがとうございました」と感謝の言葉を大切にしましょう。

出張から帰ったときは「お世話になりました」というお礼、そして復命を必ず行いましょう。

イ 相手に分かるように話す（相手の立場になって）

俗語や方言をできるだけ避け、時と場に応じた適切な言葉遣いに心がけましょう。

大切な要点は、メモで整理しておいてから話すようにしましょう。

相手の話の腰を折らないようにしましょう。
 工作中，会話中の方に話しかけるときは，仕事，話の区切りを待ってから，話しかけるようにしましょう。
 座って仕事をしているときに立っている方に話しかけられたら，立って対応するようにしましょう。

明るい声で，はっきりとした語調で話しましょう。

ウ 敬語を正しく使う（間違いやすい敬語に注意）

それで結構ですか。（×）	それによろしいでしょうか。
今何と申しましたか。（×）	今何とおっしゃいましたか。
学校へ参りませんか。（×）	学校へいらっしゃいませんか。
校長先生はいらっしゃいません。（×）	校長は不在です。

(5) 来客の対応

誰に対しても分け隔てなく親切に，丁寧に，しかも誠実に対応することが大切です。

ア 来客を迎えるとき

椅子に腰掛けたままでなく，必ず立ち上がって迎えましょう。
 来客が困らないよう，気が付いた人が率先して対応しましょう。

イ 案内するとき

来客とあまり間隔を空けないで，斜め前に立って案内をします。
 どんな場合でも来客優先を忘れないようにしましょう。
 ドアの開閉は，外開きの場合は，来客を先に招き入れ，内開きの場合は，先に室内に入って招き入れます。

ウ 見送るとき

ドアのところか，玄関のところまで見送りましょう。
 自動車の客には，発車に際して一礼して見送りましょう。最後の印象は大切です。

(6) 電話の対応

電話の対応では相手の姿が見えないだけに，一層礼儀正しさがが必要です。明るく感じのよい電話のかけ方，受け方を身に付けることが大切です。

ア 一般的な心構え

いつもメモを用意するようにしましょう。
 適切な音量を心がけましょう。大声はまわりに迷惑をかけ，相手にも聞きづらいものです。
 相手によって態度を変えないようにしましょう。また，相手を待たせないようにしましょう。待たせたときには，誠実にお詫びをしましょう。
 私用で電話を使うことは慎みましょう。
 敬語を正しく使いましょう。

イ 電話をかけるとき

何を話すか決め，要点をメモしておき要領よく簡潔に話しましょう。
 相手が出たらすぐに名乗り，相手を確認しましょう。
 感じのよい挨拶をしてから用件を告げましょう。
 長電話にならないように的確に用件を話し，終わりには忘れずに挨拶をしましょう。
 電話を切るときには，相手が不快な思いをしないように気を付けましょう。

ウ 電話を受けるとき

ベルが鳴ったらできるだけ早く出て，こちらの学校名や氏名を名乗るとともに，相手を確認しましょう。
 3回以上ベルが鳴ってから受けたときは，「お待たせしました」を必ず言いましょう。
 用件を聞いてメモを取り，大切なことは復唱して，伝言は必ず伝えましょう。
 調べて答えるときは長く待たせないようにします。長くかかるようならいったん切ってかけ直しましょう。
 個人情報に関する問い合わせ等については，安易に返答せず，相手の連絡先を記録し，いったん電話をきって，校長・教頭に相談しましょう。

エ 電話を取り次ぐとき

誰に用件があるかを確認め，迅速にその人に取り次ぎましょう。
 指名の人が不在のときは，こちらからかけ直すか，いつ連絡が取れるかを知らせましょう。
 自分で判断しかねるときは，必ず上司又は担当者に取り次ぎましょう。

学習指導 各教科

1 学習指導にあたって

学習指導は、学校の教育活動の中核をなすものであり、教師の生命ともいうべきものです。したがって、学習指導の実践の場である授業をいかに行うかは、教師にとって最も重要な課題です。授業に臨むにあたっては、児童生徒の発達段階や実態を踏まえるとともに、児童生徒一人一人が、自分のよさを生かして、主体的に課題を解決し、豊かに成長することができるよう、教師は常に自らの授業を振り返り、授業改善のための創意工夫に努めなければなりません。そのためには、様々な学習形態や指導方法を理解し、習熟し、学習の目的に応じて、それらを柔軟に使えるようにすることが大切です。また、教師が教え込むスタイルの授業ではなく、児童生徒の活動を重視し、児童生徒一人一人を主体とした授業実践に努める必要があります。また、このような実践を通して、生涯にわたって学び続ける意欲と態度をもった児童生徒を育てていくことが大切です。

(1) 学習指導にあたっての留意点

個性を尊重すること

個性とは、意欲や態度、思考や判断、表現及び行動等におけるその子の特性（よさ）です。とりわけ学習指導において個性を尊重するためには、常に愛情ある児童生徒理解を心がけることが大切です。

基礎・基本を重視すること

基礎・基本とは、豊かに生きていくために必要な資質や能力であり、言い換えれば学習指導要領の目標及び内容のすべてといえるもので、児童生徒に必ず身に付けさせたいものとして、確実な定着を図らなければならないものです。また、基礎・基本は児童生徒が主体的に活動する中で獲得させていくことが望ましいものです。そのためには、学習のねらいを明確にして、主体的に取り組みせるとともに、教師が教えるべき内容については、きちんと教えることも必要です。さらに、定着を図るため、個に応じた指導などの工夫や時間の確保が大切です。

自主的、自発的な学習を推進する指導計画を作成すること

児童生徒の興味・関心を生かして学習活動を展開することは、児童生徒の学習意欲を喚起し、自主的、自発的な学習を行うことにつながっていきます。児童生徒が、自らの課題を意識し、進んで学習しようとする態度が育つように、学習活動の展開の複線化、複数の教師による指導（TTの導入）、集団の人数や学習形態の多様化などに配慮して指導計画を作成することが大切です。

問題解決的な学習や体験的な活動を重視すること

児童生徒が主体的に学んでいく授業を展開するためには、児童生徒が既存の知識や経験を生かしながら、自ら考え、判断したり、表現したりすることを重視した問題解決的な学習指導や体験的な学習活動を、積極的に取り入れていくことが有効な手だてとなります。

教材研究を十分行うこと

児童生徒が学ぶ喜びを味わうためには、児童生徒が教科の本質に触れ、理解していくことができるような教材を選択しなければなりません。そのためには、児童生徒の発達段階や実態に応じて、教科書を含めた教材の吟味、精選を行うと同時に、新しい教材の開発にも力を入れることが大切です。

児童生徒のよさを伸ばす指導と評価を心がけること

学習活動の様々な場面において、機会を逃さず、共感や賞賛等によって児童生徒に自信をもたせることが大切です。自己評価や相互評価を生かし、さらに児童生徒のよさや可能性を伸ばすために、確かな児童生徒理解に基づいたきめ細かな指導の充実に心がけていくことが大切です。

(2) 単位時間の授業の計画手順

1年目の先生に必要なことは、「授業の計画をしっかりと立て、どの子どもが分かる、できるようになるための教材研究を惜しまない姿勢」と「授業の子ども姿から学び、たゆまず指導の改善に努める姿勢」です。

次は、単位時間の授業を計画する際、必要な手順や心構えを示したものです。これを参考にして、各学校の方針や子どもの実態等に応じて計画を立ててみましょう。(教科の授業の例)

本時の「ねらい」を明確にする。

- ・この時間に“児童生徒がどのようになることを目指すのか”をはっきりさせる。

そのためには・・・

単元や題材の「指導計画」を十分理解しておくことが必要です。

本時の終末に児童生徒が何と言えよいかを明確にしておきましょう。

「課題」を明確にする。

- ・「今日はこのことを学習します」ではなく、児童生徒の「この時間には、このことを分かるようにしたい、できるようになりたい」という課題意識を全体で確認します。

そのためには・・・

児童生徒が“必然”や“魅力”を感じながら課題をもてるよう具体物や学習課題の提示の工夫に努めましょう。

本時の「ねらい」を具現する「課題」であるかどうかを、十分検討しましょう。

「課題を解決する学習活動」を工夫する。

- ・どのような学習活動ができれば「課題」を解決することになるのか、構想を明確にします。

そのためには・・・

本時のねらいを具現するために、児童生徒の実態を踏まえ、教材や教具、資料、道具等を準備することが大切です。

一斉・グループ・ペア等、学習形態の工夫にも目を向けてみましょう。

児童生徒が学び合いによって、学習内容をより深めたり、より確かなものにしたりしていけるようにすることが大切です。

「課題」を解決できているか、その状況をつかみ、援助を行う。

- ・特に「課題を解決する場」の後半においては、どの子どもがねらいを達成できているかに目を向けることが大切です。

そのためには・・・

事前に「このような状況が認められれば本時のねらいをおおむね達成できていると判断できる」といった具体的な判断のよりどころを明確にしておきましょう(「評価規準」といわれるものです)。

今までの授業をもとに「本時はこの子がつまずきそうだ」という予測をもち、計画的に机間指導を行いましょう。

援助が必要な子への具体的な手だてを考えておくことも必要です。

本時に「何を学習したのか」を全体で確認する。

- ・授業の終末には、学習したことを全員で確認し合うとともに、力を合わせて課題を解決できたことを価値付けるようにします。そして、次時の学習の意欲につなげます。

そのためには・・・

感覚的なものではなく、「 さんの という発言で・・・」というように具体的な事実で認め合えるような場を、事前に計画にしておきましょう。

各教科で共通する「学び方」や教科独自の「学び方」について具体的な手だてを講じて指導することが大切です。例えば、掲示物やプリント資料で示したり、「学び方」が身に付いている児童生徒の姿を実際の授業の場で価値付け、他に紹介したりすることなどが効果的です。

学習指導案の作成や単位時間の展開案の作成等に関しては、岐阜県総合教育センターのホームページ「学力向上推進事業 授業改善推進プラン」等も参照しましょう。

道 徳

1 道徳教育の目指すもの

(1) 「生きる力」の理念の共有と道徳教育

「生きる力」とは、変化の激しい社会において、人と協調しつつ自律的に社会生活を送ることができるようになるために必要な、人間としての実践的な力であり、豊かな人間性を重要な要素としています。児童生徒に必要とされる豊かな人間性とは、次のような感性及び道徳的価値を大切にする心であるととらえられます。

美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性
正義感や公正さを重んじる心
生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観
他人を思いやる心や社会貢献の精神
自立心、自己抑制力、責任感
他者との共生や異なるものへの寛容

このような心の育成を図るのが心の教育であり、その基盤としての道徳教育です。

次代を担う児童生徒自らが学ぶ意思や意欲をもち、未来への夢や目標を抱き、自らを律しつつ、自己責任を果たし、自分の利益だけでなく社会や公共のために何をなし得るかを大切に考える豊かな心をはぐくむことが重要です。その視点からも、道徳教育の充実は重要な課題です。

(2) これからの学校の役割と道徳教育

学校は、児童生徒の豊かな人格を形成していくとともに、国家・社会の形成者として必要な資質を培う場です。そのためには、児童生徒が友達や大人たちの中でかけがえのない一人の人間として大切にされ、頼りにされていることを実感でき、存在感と自己実現の喜びを味わうことのできる学校にしていかななくてはなりません。また、そのような学校は、児童生徒にとって伸び伸びと過ごせる楽しい場であり、興味・関心のあることにじっくり取り組めるゆとりがあり、安心して自分の力を発揮できるような場であることが求められます。さらに、そのための基盤として、児童生徒の望ましい人間関係や教師との信頼関係がはぐくまれていくことが重要です。

(3) 道徳教育の意義

このような、生きる力の要素である豊かな人間性を育てることが、心の教育であり、道徳教育なのです。したがって道徳は、道徳の時間における指導のみでなく、あらゆる教育活動を通して行われます。このことについて、小・中学校学習指導要領の「第1章 総則」及び「第3章 道徳」では次のように述べられています。

学校における道徳教育は、道徳の時間を要（かなめ）として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

（「第1章 総則」の「第1 教育課程編成の一般方針」の2）

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導に

よってこれを補充，深化，統合し，道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考え（中学校：道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め）を深め，道徳的実践力を育成するものとする。（「第3章 道徳」の「第1 目標」）

また，「第1章 総則」では，「道徳教育を進めるに当たっては，教師と児童（生徒）及び児童（生徒）相互の人間関係を深めるとともに，児童が自己の生き方について考えを深め（中学校：生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め），家庭や地域社会との連携を図りながら，集団宿泊活動（中学校：職場体験活動）やボランティア活動，自然体験活動などの豊かな体験を通して児童（生徒）の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。」とも述べられています。

2 道徳の内容

道徳教育の目標を達成するために指導すべき内容は，次の4つの視点から示されています。

主として自分自身に関すること
主として他の人とのかかわりに関すること
主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること
主として集団や社会とのかかわりに関すること

これらの視点から，小学校第1・2学年では16の内容項目，第3・4学年では18の内容項目，第5・6学年では22の内容項目，中学校では24の内容項目が，道徳の内容項目として示されています。項目ごとの詳細については，「小・中学校学習指導要領解説 道徳編」を必ず熟読し指導しましょう。

3 学習指導過程

学習指導過程は，児童生徒にねらいとする道徳的価値についての自覚を深めるための手順を示すものです。実際の指導に当たっては，児童生徒の実態や扱う資料の特性等によって，多様な指導過程が考えられます。ここでは，その中でも，基本的な展開例として一つの例を示します。

導入 主題に対する児童生徒の興味や関心を高め，学習への意欲を喚起します。
・ねらいとする道徳的価値への方向付けをします。
・使用する資料への効果的な導入を工夫します。

展開 中心となる資料を提示して，ねらいとする道徳的価値についての自覚を深めます。
・ねらいとする道徳的価値について，自己の生き方と結び付けながら追求し，より確かな把握ができることを目指します。
・主人公の揺れ動く心やよりよい生き方の実現に向かう心の在り方をじっくりと追求します。

終末 1時間の授業のまとめをする段階であり，一人一人が見つめた生き方を今後の生き方へとつなぎます。
・ねらいとする道徳的価値について教師がまとめたり整理したりすることで1時間を振り返ります。
・児童生徒がこれからの自己の生き方について，憧れや希望を抱いて1時間を終えられるように指導方法を工夫します。

発問は，児童生徒の思考を促し，ねらいを達成するために各指導過程で目指す内容に応じて組むことが大切です。その際，ねらいを達成するために必要な道筋をつけていく一貫性のある問いかけを考えることが重要です。指導・援助では，他の教育活動とのかかわりを大切にしながら，授業を進めるうえで留意することを具体的に述べたり，ねらいとする価値に迫るよう配慮したりすることが大切です。特に，児童生徒の反応によって，より深く追求していくための補助発問等を考えておくことも大切です。

道徳の時間の具体的な指導事例としては，「総合教育センターのホームページ」の「教科教育等」「道徳」に掲載してある「道徳の時間の指導（小学校・中学校）」を参照しましょう。

小学校 外国語活動

1 新設の趣旨

外国語活動は、次のような中央教育審議会答申（平成20年1月）を踏まえて新設されました。

学校教育における外国語教育の充実

社会や経済のグローバル化が急速に進展し、異なる文化の共存や持続可能な発展に向けて国際協力が求められるとともに、人材育成面での国際競争も加速していることから、学校教育において外国語教育を充実することが重要な課題の一つとなっている。

コミュニケーション能力の育成の素地

我が国においては、外国語教育は中学校から始まることとされており、現在、中学校においてあいさつ、自己紹介などの初歩的な外国語に初めて接することとなる。しかし、こうした活動はむしろ小学校段階での活動になじむものと考えられる。また、中学校外国語科では、指導において聞くこと及び話すことの言語活動に重点を置くこととされているが、同時に、読むこと及び書くことも取り扱うことから、中学校に入学した段階で4技能を一度に取り扱う点に指導上の難しさがあるとの指摘もある。

こうした課題等を踏まえれば、小学校段階で外国語に触れたり、体験したりする機会を提供することにより、中・高等学校においてコミュニケーション能力を育成するための素地をつくることが重要と考えられる。

教育の機会均等の確保や中学校との円滑な接続の観点

小学校段階における英語活動については、現在でも多くの小学校で総合的な学習の時間等において取り組まれているが、各学校における取組には相当のばらつきがある。このため、外国語活動を義務教育として小学校で行う場合には、教育の機会均等の確保や中学校との円滑な接続等の観点から、国として各学校において共通に指導する内容を示すことが必要である。

なお、外国語活動においては、中学校における外国語科では英語を履修することが原則とされているのと同様、英語を取り扱うことを原則とすることが適当であることも提言されています。

2 目標とその要点

外国語活動の目標は、下記のように設定されています。

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。

この目標については、次のようなことに配慮されています。

- ・外国語活動の目標をコミュニケーション能力の素地を養うこととし、中学校との連携を図った。
- ・外国語を用いて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に重点を置いた。
- ・外国語活動の目標については、学年ごとに示すのではなく、より弾力的な指導ができるよう、2学年間を通した目標とした。

3 内容の要点

指導する内容については、外国語活動の目標を受けて次のようなことが配慮されて設定されています。詳細は、「小学校学習指導要領解説 外国語活動編」を熟読した上で指導しましょう。

- ・外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図るための内容と、日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めるための内容との二つとした。
- ・目標にある「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませ」ことは、日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めさせる内容の中を含めた。

総合的な学習の時間

1 「総合的な学習の時間」の創設と経緯

「総合的な学習の時間」は、平成8年7月の中央教育審議会答申において創設が提言されました。この答申では、「生きる力」が全人的な力であるということ踏まえ、横断的・総合的な指導を一層推進しうるような新たな手立てを講じて、豊かに学習活動を展開していくことが極めて有効であると考えられる」とし、「一定のまとまった時間（総合的な学習の時間）を設けて横断的・総合的な指導を行うこと」と述べています。この答申を踏まえ、平成10年の学習指導要領の改訂において、総合的な学習の時間が創設されました。

平成15年の学習指導要領の一部改正では、各学校の総合的な学習の時間の一層の充実を図ることが示されました。具体的には、各教科や道徳、特別活動で身に付けた知識や技能等を関連付け、学習や生活に生かし総合的に働くようにすること、各学校において総合的な学習の時間の目標及び内容を定めるとともにこの時間の全体計画を作成する必要があること、教師が適切な指導を行うとともに学校内外の教育資源の積極的な活用などを工夫する必要があること、について学習指導要領に明確に位置付けられました。

これまで総則において、総合的な学習の時間の趣旨やねらいなどについて定められていました。しかし、平成20年1月の中央教育審議会答申を受けた学習指導要領の改訂では、総合的な学習の時間の教育課程における位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るため、総則から取り出し新たに第5章として位置付けられるようになりました。

2 目標

総合的な学習の時間は、変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとすることから、思考力・判断力・表現力等が求められる「知識基盤社会」の時代においてますます重要な役割を果たすものです。平成20年度の改訂においては、総合的な学習の時間の特質や目指すところを目標として示し、この時間において育成する児童生徒の資質や能力及び態度を明確にしています。目標は、次の五つの要素から構成されています。

- (1) 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと
- (2) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること
- (3) 学び方やものの考え方を身に付けること
- (4) 問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること
- (5) 自己の生き方を考えることができるようにすること

目標は、ねらいの(1)及び(2)を踏まえながら、これまでも大切にしてきた「探究的な学習」を行うことや、「協同的」に取り組む態度を育てることなどを明らかにして構成されています。各学校では、国が示した目標を踏まえ、より具体的な目標や内容を設定することが求められています。

3 内容の取扱い

内容の取扱いについては、次のことに留意する必要があります。詳細は、「小・中学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」を参考にしましょう。

- (1) 探究的な学習としての充実
- (2) 学校間の取組状況の違いと学校段階間の取組の重複
- (3) 体験活動と言語活動の充実

特別活動

1 特別活動の目標

特別活動の目標は、平成20年度の改訂において、今日的な課題を踏まえ、望ましい集団活動を通してよりよい人間関係を築くとともに、自己の生き方についての望ましい認識をもつなど考えを深め、集団の一員として自己をよりよく生かすことができるようにするなど、道徳的実践の指導の一層の充実を図り、豊かな人間性や社会性、自律性を備えた児童生徒を育てることを目指し、次のように設定されています。

(小学校)

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

(中学校)

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

2 特別活動の教育的意義

特別活動の特質として、次の点を挙げることができます。第一は、集団活動を特質とすることです。この集団は、単なる遊び仲間の集団ではなく、活動目標があり、目標を達成するための方法や手段を全員で考え、共通の目標を目指して協力して実践していく集団です。第二は、集団による実践的な活動を特質とすることです。実践的な活動とは、児童生徒が学級や学校生活の充実・向上を目指して、自分たちの力で諸問題の解決に向けて具体的な活動を実践することを意味しています。

このように考えると、特別活動の教育的意義としては、次の点を挙げることもできます。

ア 集団の一員として、なすことによって学ぶ活動を通して、自主的、実践的な態度を身に付ける活動である。

イ 教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間的な触れ合いを基盤とする活動である。

ウ 児童生徒の個性や能力の伸長、協力の精神などの育成を図る活動である。

エ 各教科、道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間などの学習に対して、興味・関心を高める活動である。また、逆に、各教科等で培われた能力などが総合・発展される活動でもある。

オ 道徳的実践を効果的に展開できる重要な場や機会であることを積極的に生かして、知、徳、体の調和のとれた豊かな人間性や社会性の育成を図る活動である。

3 望ましい集団活動の条件

望ましい集団活動とは、児童生徒の発達の段階や特性、あるいは、それぞれの集団の編成の時期などによってとらえられなくてはなりませんが、一般的に次のような条件をもつものと考えられています。

ア 活動の目標を全員で作り、その目標について全員が共通の理解をもっていること。

イ 活動の目標を達成するための方法や手段などを全員で考え、話し合い、それを協力して実践できること。

ウ 一人一人が役割を分担し、その役割を全員が共通に理解し、自分の役割や責任を果たすとともに、活動の目標について振り返り、生かすことができること。

エ 一人一人の自発的な思いや願いが尊重され、互いの心理的な結びつきが強いこと。

オ 成員相互の間に所属感や所属意識、連帯感や連帯意識があること。

カ 集団の中で、互いのよさを認め合うことができ、自由な意見交換や相互の関係が助長されるようになっていること。

教師の一日

教師としての生活に慣れない間、このマニュアルを参考にしましょう。（各学校においては、独自の内容が付加されると思います。ここで書かれていることは最低限のことです。）

出勤前 出勤途中 出勤後	<ul style="list-style-type: none"> ・教師としてふさわしい身だしなみをします。また、休暇、遅刻、出張等の勤務に関する諸届は、前日までに確実に提出しておきます。 ・時間に余裕をもって出勤します。交通安全に配慮し、万一の場合は、適切な処置をし、速やかに校長に連絡します。 ・職員室に入ったら、他の先生にさわやかなあいさつをします。 ・一日の段取りと準備、職員室の掲示板等の連絡事項を確認します。 ・教室では、室内の状況等を確認し、児童生徒の様子を把握します。 ・職員朝会や打合せでは、メモをして確実に聞き取ります。不明な点は他の先生に迷わず聞きます。
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の健康状態を把握します。 ・学校生活のスタートにふさわしい活動となる内容や進め方を工夫します。 ・連絡のない欠席者については、早急に保護者に確認をして、理由や状況を正しく把握します。 ・原則として、学校ではお金は取り扱いませんが、集金がある場合は朝の会で集め、金庫に入れるなど、お金の取り扱いには細心の注意を払います。
授業	<ul style="list-style-type: none"> ・「授業で勝負」「子どもで勝負」という言葉がよく使われますが、ここに教師としてのすべてが言い尽くされています。児童生徒が学習の仕方を身に付け、「できた、楽しかった、満足した。」などといえる授業を絶えず求め続けます。 ・どの学校でも、教科、領域等の年間指導計画が作成されています。授業は、年間指導計画に基づいて行うとともに、授業時数を確保していくことが大切です。そのために、教育経営簿（週案簿）を十分に活用しましょう。 ・授業は、始業の合図で始まり、終わりの合図で終わるようにし、教師自ら時間を厳守します。 ・校外へ出る場合は、前日までに、校長、教頭等に届け、許可を得ます。
給食	<ul style="list-style-type: none"> ・配膳や後片付けの役割分担や方法を工夫し、安全・衛生面に対して細心の配慮をします。特に、手洗いの徹底をします。 ・食事をともにし、学習中には見られない児童生徒の姿をとらえるように心がけます。
清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・手順や役割分担を明確にしたり、めあてづくりや振り返りの場を工夫したりして、児童生徒が主体的に取り組めるようにします。 ・教師もともに活動しながら、見届けや励まし、助言等を行い、美しい環境づくりに努めます。
帰りの会	<ul style="list-style-type: none"> ・一日の事実をもとに振り返りをし、明日からの目標や学校生活への意欲をもてるよう、内容や進め方の工夫をします。 ・下校時の安全や家庭での生活、明日の予定と準備等の指導を行います。
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の教育相談や、必要に応じて児童生徒の個別指導を行います。 ・作品の評価やテストの処理を速やかに行い、指導に生かすようにします。 ・一日の授業の反省や児童生徒の生活の様子の記録をとります。 ・今日一日、気付いた児童生徒の姿を教職員間で情報交流します。自分の学級の児童生徒については、自分から進んで情報を得るようにします。 ・自分の校務分掌事務を計画的に行います。 ・机上、ロッカー等の整理整頓に努めます。個人情報に関する文書、電子媒体の管理には十分注意します。 ・教材研究や明日の授業の授業準備等を行います。 ・欠席や早退をした児童生徒の状況把握、保護者への連絡等を行います。必要がある場合は、管理職と相談した上で家庭訪問をします。

目指す教師像（自己評価票）

岐阜県教育委員会が作成した「初任者用自己評価票」の項目です。常日頃「目指したい教師像」として、自分自身を振り返るよりどころとして活用しましょう。2年目、3年目の終わりにもこの項目で自己評価を行い、自分の成長を見つめるようにします。

	評 価 項 目	備 考
心 構 え ・ 態 度	子どもと活動を共にしながら、一人一人の子どものよさや課題をつかんで指導している。	
	自分自身の指導法を確立している。	
	教員としての責任を自覚し、真摯な態度で指導にあたっている。	
	研究会や研修会に積極的に参加したり、他の教員の意見を取り入れたりして、指導方法の改善に取り組んでいる。	
	職務に関する意識が高く、校務分掌にある仕事を誠実にやり遂げている。	
授 業 ・ 指 導 法	1時間ごとに明確な学習のめあてや評価規準を位置付けている。	
	指導の流れや要点が明確な分かりやすい板書である。	
	子どもの表情や意見などから反応を正しくとらえ、位置付けている。	
	毎時間、授業評価を行い、分かりやすい授業となるよう工夫している。	
	子ども一人一人を的確にとらえ、適切な指導や援助を行っている。	
	年間を見通した学習の計画ができています。	
	小集団学習の指導や「聴く・話す」などの学び方の指導ができています。	
パソコンなどの情報機器や図書館などの施設を授業に積極的に取り入れようとしている。		
子 ど も へ の 配 慮	子どもの考えを尊重し、受容的な態度で接している。	
	生活の中での子どもの成長を認め、励ましている。	
	基本的な生活習慣や集団生活におけるルールを身に付けさせている。	
	子どもに将来の夢や希望につながる話をしている。	
	いじめや差別を厳しい目で見抜き、適切に指導している。	
	事故やケガの予防に十分留意している。	
作品をていねいに評価した温かみのある教室掲示となっている。		
保 護 者 等 へ の 対 応 等	授業参観や懇談会で、保護者の理解を得るよう的確な説明をしている。	
	家庭や地域からの情報を積極的に得ようとしている。	
	学級通信などで学級経営の方針などを的確に伝えている。	
	子どもどうしのトラブルやケガについて保護者に誠実な対応ができる。	
	成績管理、出席簿の記載、学級会計等、適切な事務処理ができる。	

子どもたちの命を守る ～こんなときどうする？～

児童生徒が安全に学校生活を送ることができるよう、特に「緊急時にいかに対応すべきか」を心得、いつでも動けるようにしておくことは、児童生徒の命にかかわることであり最も大切なことです。

各学校に保管してある下記資料の中で、必要と思われる頁をしっかりと読み、コピーするなどして常時保持しておくようにしましょう。

「学校安全 管理・教育の手引き 改訂版」(平成21年3月 岐阜県教育委員会)

「学校の安全管理に関する取組事例集」(平成15年10月 文部科学省)

「ほほえみと感動のある学校をめざして 改訂版」(平成18年11月 岐阜県教育委員会)

校内で安全にかかわる研修や打ち合わせなどの機会があります。その際、各学校の危機管理マニュアルの内容等をしっかりと理解するとともに、いつでも確認できるように保持しておくことが大切です。「頭では分かっているが、肝心の緊急時に動くことができない弱さがある」ということを常に頭において、危機管理・子どもの命を守る安全指導について繰り返し確認をしましょう。

最低限、知っておかなければならない事項を下記に挙げましたので、「学校安全/管理・教育の手引き 改訂版」(平成21年3月 岐阜県教育委員会)を読んで確認しておきましょう。

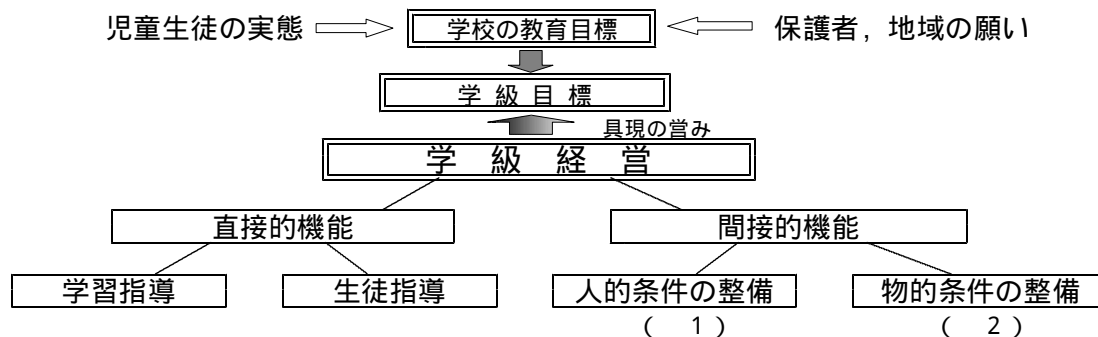
共通して心得ておくべきこと	「学校安全 管理・教育の手引き 改訂版」
教科指導等において安全上配慮すべきことは？	P 37～75
校外教育活動において安全上配慮すべきことは？	P 76～81
始業前、業間時(休み時間等)、放課後、清掃時、給食時において安全上配慮すべきことは？	P 81～82
プール指導において安全上配慮すべきことは？	P 82～90
命にかかわる症状と、その際の応急処置の仕方は？	P 157～165
事件・事故災害時における心のケアの仕方は？	P 149～153

勤務校の「危機管理マニュアル」に基づいて心得ておくべきこと	「学校安全 管理・教育の手引き 改訂版」
災害(火災・地震・風水害)発生時、どのように行動するのか？	P 133～137
事故発生時、どのように行動するのか？	P 154～156
不審者を見かけたとき、どのように対処するのか？	P 97～103

学級経営とは

学級は、担任の意図的な手だてによって、次第に一つの方向に歩み始め、学級の雰囲気がつくられていきます。学級のよい雰囲気は一朝一夕にしてできるものではなく、一日一日の積み重ねや担任の人柄、姿勢、一つ一つの指導の在り方等が大きく影響します。明るい先生の学級は、自然に明るくなったり、おこりっぽい先生の学級は、何となく暗さが出てきたりすることがあります。

ひたむきな情熱、豊かな人間性に基づいて、一人一人を大切にしながら、児童生徒の可能性を最大限に伸ばすように努力することが、学級担任に課せられた使命です。



- (1) 教師と児童生徒及び児童生徒相互の温かい人間関係を築くための営み。
 (2) 学習や好ましい人間関係、安全確保等を支える教室環境整備等の営み。

学級経営のための指導や活動

- ア) 学級及び個人に対して、学習する構えを育てる指導・援助
 イ) 確かな学力が定着するための指導・援助
 ウ) 学級集団の組織づくりと主体的、協調的な活動を行うための指導・援助
 エ) 健康で安全な生活を送るための指導・援助
 オ) 障がいのある児童生徒等、特に教育的配慮を要する児童生徒への指導・援助
 カ) 児童生徒を理解し、自己実現を援助する活動
 キ) 教室その他の環境を整える活動
 ク) 学級事務を執行、処理する活動
 ケ) 保護者との連携や協力をする活動

学級事務の内容

- ・機械的に処理するのではなく、指導と結び付けながら早めの処理をすることが大切です。

年度初めの事務	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒名簿、出席簿、教科用図書無償給与名簿等の作成 ・くつ箱、ロッカー、傘立て等の割当て ・指導要録、健康診断票、歯の検査票及びその補助簿、学級会計簿、学級日誌、その他の記録簿等の整備 ・健康調査と資料収集(前任者からの引継を含む) ・健康手帳の作成、通学路、避難経路の指示 ・学習時間割表、日課表の作成 ・学級組織の編成、学級P.T.A組織の編成 ・清掃分担、給食当番、日直当番等の決定 ・学級経営案の作成 	
日々の事務	<ul style="list-style-type: none"> ・作品の処理や評価、学級日誌その他の記録の点検、公文書の処理 ・出席簿の管理、教室環境等の整備、必要に応じて家庭連絡 	
週間・月間の事務	<ul style="list-style-type: none"> ・週案の記録、出欠席の月末統計等 ・参観日、行事等の案内・資料等の作成 	
学期末の事務	<ul style="list-style-type: none"> ・通信簿の作成、諸帳簿の整理提出 ・休業中の生活に関する留意事項等の家庭への連絡 	
学年末の事務	<ul style="list-style-type: none"> ・学期末の事務に加えて指導要録等の整理提出 ・卒業にまつわる進路の選択・連絡文書等 	
中学校での進学・就職に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所、高等学校及び各種学校との連絡、進路先調査、進路情報の紹介 ・調査書等、進学・就職に関する書類作成 	

教職員の服務

服務とは、公務員がその職務に服する場合の在り方をいいます。公立学校に勤務する教員は、地方公務員ですが、一般には教育公務員と呼ばれています。したがって、その服務については、地方公務員法（以下「地公法」）によりますが、教員については、その職務の性質上地公法に対する特別法としての教育公務員特例法があり、その規定が併せて適用されることとなります。

教職員の服務の基本的な姿勢

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。（教育基本法第9条）

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。（地方公務法第30条）

この「自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み」、「全体の奉仕者」、「職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念」ということについては、教職員としての第一歩を踏み出したときから常に心に留めておくことが大切です。

服務に関する主な規定

服務の宣誓（地公法第31条）

新たに教職員となったときには、「宣誓」をすることになっています。これは、公務員の在り方を自覚し、誠実かつ公正に職務を執行することを誓う行為です。

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法第32条）

職務を遂行するに当たっては、法令・条例・規則・規程に従うことはもちろん、上司（例えば校長）の職務上の命令に従わなければなりません。

信用失墜行為の禁止（地公法第33条）

公務員全体の職に共通する信用とともに、教職員には、教職員特有の信用があります。そういう信用を傷つけたり、失ったりする行為をしてはなりません。

秘密を守る義務（地公法第34条）

教職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。退職後も同様です。児童生徒の成績を第三者に話したり、問題を漏らしたりする行為がこれに該当します。

職務に専念する義務（地公法第35条）

勤務時間中は職務遂行のために注意力の全てを注ぎ、その職務に専心従事しなければなりません。ただし、この義務が免除されることのできる場合が、特例として法律や条例に示されています。例えば、休暇の承認を受けた場合や所属長の承認を得て研修を行う場合等がこれに該当します。

政治的行為の制限（地公法第36条）

特定の政党を支持したり、反対したりするための政治教育や政治的活動、児童生徒や保護者等に対する教育上の地位を利用した選挙運動等禁じられている政治的行為は、全国どこにおいても行うことができません。

争議行為等の禁止（地公法第37条）

一般の地方公務員と同じく教職員も、使用者としての住民に対し、ストライキ、サボタージュ等、争議行為や教育活動の能率を低下させる怠業的行為をしてはなりません。

営利企業等の従事制限（地公法第38条）

公立学校の職員は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする会社・団体の役員等を兼ねたり、自ら営利目的の私企業を営んだり、報酬を受けて事業や事務に従事してはいけません。しかし、教員には特例があって教育に関する他の職を兼ねたり、その事業・事務に従事したりすることが、本務の遂行に支障がないと教育委員会が認める場合には、兼職・兼業が認められています。

宿泊研修について（校外研修4日）

1 ねらい

宿泊施設（乗鞍青少年交流の家）における共同生活や自然体験活動等を通して、幅広く各種の教育的経験を得るとともに、校種間をこえて教員相互の交流を深め、教員としての知見を高める。

2 期 日

平成22年8月10日（火）～ 8月13日（金）

3 参加者

平成22年度初任者研修（新規採用教員研修）対象の
「小・中・高・特別支援学校」の教諭，養護教諭，栄養教諭

4 研修場所

国立乗鞍青少年交流の家
〒506-0815 岐阜県高山市岩井町913-13
HP <http://norikura.niye.go.jp> TEL 0577-31-1013 FAX 0577-31-1025

5 研修内容

- ・研修のねらいを達成していくために、主体的に研修内容を工夫したり、課題の解決に向かったりする活動を行う。係，グループ活動等
- ・校種間をこえて仲間とのふれあいを深め，互いの夢や希望，悩みを共感し合っ，これからの教師生活に対する願いを膨らませていく活動を行う。グループ，表現，交流活動等
- ・雄大な自然の素晴らしさを体感し，豊かな情操を養う教育活動の在り方について学ぶ活動を行う。自然体験等

〔活動案〕

第1日目	バス移動	・入所式・演習「人間関係づくり」・グループ会・登山オリ
第2日目	・丸黒山登山	・グループ交流会
第3日目	・テーマ別協議会	・グループ別創作活動
第4日目	・グループ別，全体反省会	・創作発表
	・退所式	・全体交流会
		バス移動

活動内容については，変更する場合があります。

6 移 動

- ・所属校から各地区で指定された集合場所に集合してください。
- ・集合場所から乗鞍青少年交流の家まではバスで移動します。
集合場所については，事前のセンター研修の際にお知らせします。

7 その他

- ・宿泊研修の参加にかかわる事前健康調査は，事前のセンター研修の際に実施します。心配ごと等があれば，校長に相談し，当該教育事務所の担当者にお知らせください。
- ・宿泊研修に関する詳細については，事前のセンター研修において，別冊「宿泊研修のしおり」を配布し説明します。
- ・宿泊研修に自家用車で参加することはできません。

平成22年度 初任者研修手引
岐阜県の教育を支えるために
- 小・中学校 初任者用 -

発行年月日：平成22年3月

発行機関名：岐阜県教育委員会 教育研修課

所在地：岐阜県岐阜市藪田南5-9-1

電話番号：058-271-3326